

学校いじめ防止基本方針

(目的)

第1条 北海道鶴川高等学校は、いじめ防止対策基本法（平成25年法律第71条）の趣旨に基づき、北海道鶴川高等学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

(定義)

第2条 「いじめ」とは、生徒等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の生徒等（学校外も含む）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんか」や「ふざけあい」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、十分な調査を行い、被害生徒に着目し、いじめか否かを判断する。

(基本理念)

第3条 いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止に努め、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築し、社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となり、継続的に取り組む。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(対策組織)

第4条

- 1 校内委員会名称 いじめ防止対策委員会
- 2 委員長 校長
- 委員 教頭・生徒指導部長・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー

※ 必要に応じて担任、部活動顧問等を参集し、拡大委員会を構成する。

3 校内委員会の役割

いじめ防止に必要な措置（未然防止・早期発見・解決・再発防止等）を講じる。

(対策措置)

第5条

1 いじめの未然防止

(1) 学習指導・特別活動等・CST等の充実

ア 授業規律の徹底と規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

イ コミュニケーション能力を育み、相互理解、一人ひとりに配慮したわかる授業づくり

ウ 教科「情報」におけるモラル教育の充実

(2) ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

ア 共生意識、共感意識の醸成等人間性の陶冶

(3) 教育相談体制の充実

ア 担任等による面談

イ 全教職員による教育相談面談

(4) 人権教育の充実

ア 人権意識の高揚及び講演会等の実施

(5) いじめ根絶に向けた生徒が主体となった運動の実施

ア いじめ根絶に対する生徒会等による意識啓発活動、アンケート調査

(6) 各種通信（学校だより、学年通信等）による啓発

ア 望ましい人間関係の在り方、ネットトラブル等の未然防止

(7) 関係機関（役場・市役所・児童相談所・警察等）との連携

ア 保護者・地域との繁密な連携による迅速な状況把握・情報共有

2 いじめの早期発見

(1) 早期発見

ア 日常的な観察による生徒のささいな変化に気づく。

イ 気づいた情報を確実に共有する。

ウ 情報に基づき速やかに対応する。

エ 5W1Hで情報を共有する。

(2) 早期発見の具体的措置

ア 担当教員は、学級・授業・休み時間・放課後（講習・部活動）等、それぞれの活動において日常的な観察を行い、学級担任及び学年団と情報を共有する。

イ 学級担任は、生徒や保護者と日常的・定期的な懇談を行い、家庭生活も含めて生徒の様子を把握する。

ウ 保健室、生徒相談室等での相談活動においてはプライバシーに配慮しながらもいじめにつながる情報を察知できるよう心がける。

エ 各種アンケート・調査等の実施、生徒主体によるいじめアンケートや防止啓蒙活動の実施等、学校活動全体のものにする。

オ 「24時間いじめ相談ダイヤル」を周知し学校以外の相談体制を整える。

カ 地域住民や外部機関との連携を図り、登下校時等、学校外で様子を把握する。

キ 教員は、いじめ防止に関する研修に努めるとともに共通理解を図る。

3 いじめに対する措置

(1) 関係する生徒への対応

ア 関係生徒に対する迅速な事実確認（状況の正確な把握・確認）

イ 関係生徒への支援・指導

(7) いじめを受けている生徒に対する支援 （担任、養護教諭）

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

・苦痛の共感的な理解と対応

・安全、安心できる環境の確保

・長期的な相談支援（心のケア）

(イ) いじめを行った生徒に対する指導 （生徒指導担当教諭、担任）

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

いじめに対しては、軽いものであれ有形を行使しての案件については、生徒指導部にその指導を委ね、下記の内容を特別指導にて指導していく。

- ・相手の苦しみを理解させる指導
- ・自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
- ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
- ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導
- ・必要に応じて、出席停止による指導、懲戒による指導及び関係機関（役場・市役所・児童相談所・警察等）との連携を行う。

(ウ) 観衆や傍観者となった生徒に対する指導 （生徒指導担当教諭、学年主任）

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対して、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・いじめを受けとめている生徒の苦しみを理解させる指導
- ・いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
- ・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導
- ・関係生徒の個人情報については、その取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

ウ 保護者への対応 （学年主任、担任、生徒指導部長）

(ア) いじめを受けた生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・事実を迅速に伝える。
- ・共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(イ) いじめを行った生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・事実を迅速に伝える。
- ・いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭の指導の重要性について、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(ウ) 全ての生徒・保護者に対して

いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会を開催し説明をする。家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

エ 関係機関（警察等）との連携（管理職・教頭、校長など）

- (ア) 胆振教育局高等学校教育指導班との連携
 - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・関係機関との調整
- (イ) 苫小牧警察署生活安全課との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- (ウ) 福祉関係機関、役場、市役所等との連携
 - ・家庭で養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- (エ) 医療機関・スクールカウンセラーとの連携
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

オ ネットいじめへの対応（生徒指導担当教諭）

- (ア) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒への誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。
- (イ) ネットいじめの予防
 - ・保護者への啓発
 - ・フィルタリング
 - ・保護者の見守り
 - ・情報教育の充実

「教科情報」における情報モラル教育の充実

 - ・ネット社会についての講話（防犯）の実施
- (ウ) ネットいじめへの対処
 - ・ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール
 - ・不審な書き込みへの対処
 - ・管理者へ連絡（削除依頼）や警察への相談

（重大事態）

第6条

1 重大事態とは

- (1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 精神性の疾患を発症した場合
 - ウ 身体に重大な傷害を負った場合
 - エ 高額の商品を奪い取られた場合

(2) 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

ア 年間の欠席が30日程度以上の場合

イ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

2 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、さらに、支援チームの支援を得て解決にあたる。

(学校評価)

第7条 学校評価における留意事項

- 1 学校評価アンケート（全生徒・全保護者）への位置づけ
- 2 学校評価書への位置づけ
- 3 中間・年度末反省への位置づけ
- 4 中間・年度末反省への位置づけ

(事態収束の判断)

第8条 事態収束の判断

- 1 被害生徒がいじめの解消を自覚すること
心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること
相当期間とは、3ヶ月を目安とする
- 2 被害者生徒と関係生徒との関係が良好になっていること
- 3 以上の状態が確認された後、日常の指導体制へと移行していく

(平成26年 3月10日施行)

(平成30年10月12日改訂)